

東京都農業協同組合中央会、日本ユニシス株式会社、東京農業大学との

包括連携協定書

東京都農業協同組合中央会（以下甲と称します）と日本ユニシス株式会社（以下乙と称します）及び東京農業大学（以下丙と称します）は、次の条項により3団体の包括的な連携事業（以下包括連携事業と称します）のための協定を締結する。

（目的）

第1条 甲、乙及び丙は、包括連携により、都市農業の活性化に貢献しうる活動を展開すると共に、農業開発、地域活性化に資する人材育成、地域づくり等において相互に協力する。

（包括連携事業の内容）

第2条 包括連携事業の内容は、以下の通りとし、細目及び具体的な実施内容については3団体協議のうえ別途書面により合意する。

- (1) 都市農業及び地域関連産業の活性化に向けた連携
- (2) 農業開発、地域開発への支援を通じた地域農業振興活動における連携
- (3) 都市農業に関する教育・研究・文化振興に関する連携
- (4) 都市農業に関する人材育成に関する連携
- (5) その他甲、乙、丙の協議により必要と認める連携

（相互協力）

第3条 甲、乙及び丙は、相互の施設・設備等の活用等包括連携事業の検討・実施にあたり相互協力するよう努めるものとするが、包括連携事業として実施する個々の案件（以下本個別案件と称します）の細目、具体的な実施内容、費用分担並びに相互の協力その他の詳細については、個別案件ごとに別途書面にて甲、乙、丙間で合意するものとする。

（協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から2020年3月31日までとする。

2. 甲、乙及び丙のいずれかから、有効期間が満了する日の3ヶ月前までに終了の申し出がない場合には、本協定は同一条件で1年間延長するものとし、その後も同様とする。

以下次葉

(秘密保持)

第5条 甲、乙及び丙は、本包括提携協定書締結に関連して知り得た相手方の秘密情報を秘密として保持し、相手方の文書による事前の承諾を得ずに、第三者に開示または漏洩してはならない。ただし、次の各号の一に該当する情報はこの限りではない。

- (1) 開示の際、既に公知となっていたもの
- (2) 開示後に両者の責によらずに公知となったもの
- (3) 受領者が既に保有していたもの
- (4) 受領者が第三者から秘密保持義務を課されることなく受領したもの
- (5) 相手方の秘密情報によらずに独自に開発したもの
- (6) 法令、裁判所もしくは行政機関の命令または証券取引所規則の定めにより開示を強制されたもの

2. 甲、乙及び丙は、秘密情報を相手方に開示する場合には、「Confidential」、「秘」またはこれに準じた表示を付すものとし、有体物以外の方法にて開示する場合は、開示の際に秘密である旨を相手方に表明したうえ、開示の日より14日以内に、相手方に内容を要約した書面にて秘密情報である旨を通知するものとする。

3. 本条の秘密保持義務は、本協定書有効期限失効後も2年間、なお有効に存続する。

(協定の効力)

第6条 本協定は、この協定締結前に甲、乙及び丙がそれぞれ第三者と締結している他の協定の効力を妨げないものとする。

(その他)

第7条 この協定書の各事項について疑義が生じた時、またはこの協定書に定めのない事項について定める必要が生じた時は、双方誠意をもって協議し対応するものとする。

(管轄裁判所)

第8条 本覚書に関連または起因する紛争に関する第一審の専属的合意管轄裁判所を、東京地方裁判所とする。

(法的拘束力)

第10条 第4条、第5条及び第8条に定めるものを除き、本協定書の各条項は法的拘束力を有しないものとする。

以下次葉

本協定の証として本協定書を3通作成し、署名捺印のうえ、各々その1通を保有する。

2018年 12月 27日

甲)

東京都立川市柴崎町3丁目5番25号
東京都農業協同組合中央会
会長 須藤 正敏



乙)

東京都江東区豊洲一丁目1番1号
日本ユニシス株式会社
代表取締役社長
平岡 昭良



丙) 東京都世田谷区桜丘一丁目1番1号
東京農業大学
学長

高野 克己

